

転用申請書(農地法4. 5条)

1. 申請人及び当事者の氏名、職業

4条...申請人の住所、職業を記入

5条...所有権移転は譲受人・譲渡人、賃借権は賃借人・賃貸人、使用貸借権は、借人・貸人
氏名、職業、住所を記入

所有者が死亡の場合...死亡者の相続一式を添付する。
(死亡者(生まれてから死亡するまで)、相続人の系譜図、戸籍、除籍、改正原戸籍等)
申請人を相続人の中の一部の人にする場合は、全員の同意書が必要

2. 申請地の所在等

書き方 例

土地の所在				地 目		面 積 (㎡)	利 用 状 況	10a あたり 普通収穫量	耕作者氏名	市街化区域 参考
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況					
肝付町	新富	〇〇	〇〇	畑	畑	〇〇	甘藷	2,000kg	肝付太郎	

※同じ地目を記入して
ください

計	㎡	(田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)
---	---	----	-----	---------	----

※転用は現況主義ですので、登記簿上が農地以外でも現況が農地であれば転用が必要です。
※農地に貸借等が入っている場合は、解約が済んでからとなります。
※農業振興地域に入っている場合は、農振除外が必要です。

3. 転用計画

(1) 転用の目的

1. 一般住宅...500㎡以内
2. 農家住宅...1000㎡以内
3. 山林 } 採草放牧地以外の農地は4ha以上は国許可
4. その他 }

(2)

権利を設定、移転しようとする理由
※転用理由を記入

(3) 事業の利用期間

賃貸借、使用貸借の期間があるものだけ記入

(4)

- 申請権利の内容 該当に○
1. 権利設定の時期 該当がある時のみ記入
 2. 対価 総額を記入 ※ 10a 〇〇円などの書き方はダメ
 3. 給付の種類等 該当がある時のみ記入
 4. 契約期間 該当がある時のみ記入

5. 資金調達計画

書き方 例

造成費	〇〇〇円	自己資金	〇〇〇円
建築費	〇〇〇円	融資	〇〇〇円
計	〇〇〇円		〇〇〇円

6. 被害防除施設の概要

転用した際に周囲に被害が及ばないようにとったもの等

7. その他

添付書類等

共通

- 全部事項証明書 2部 1部コピー可
- 位置図 (最寄りの役所からどの方向にあるかわかる図) 2部 1部コピー可
- 住宅地図 (申請地周辺図) 2部 1部コピー可
- 配置図 (転用目的の配置がわかるもの)※住宅は排水を記入
- 被害防除計画書、誓約書 2部 計画書は1部コピー可
誓約書は自筆
- 定款、全部履歴事項証明(申請が会社等の場合) 2部 1部コピー可
- 土地改良区の意見書(申請地が特定土地改良事業が行われており且つその改良区等が解散していない場合は必要)
※開拓事業は改良事業には含まない 2部 1部コピー可
- 戸籍附票 全部事項証明書の住所が違う場合必要(前住所がわかる住民票でも可) 2部 1部コピー可
- 広い面積を必要とする理由書(住宅等で所要面積を超える場合必要。おおむね1割ましまで。但し、申請地の状況によ
1割以上広がる場合がある) 2部 1部コピー可
- 環境保全意見書 (畜産施設等の場合必要)牛50頭、生産豚30頭、肥育豚100頭、養鶏1000羽以上等の場 2部 1部コピー可
- 事業計画書(一般住宅、農家住宅、山林以外は必要) 2部 1部コピー可
- 始末書(無断転用等をしていた土地)追認 2部 自筆
- 資金証明 総事業費が300万円を越えるもの
(預金通帳コピー・・・おおむね2ヶ月以内に記帳したもの。預金残高証明・・・複数の金融機関ある場合、証明E
必ず合わせる)保険、証券等でも可 2部 1部コピー可
- 貸○○転用(契約書を添付) 2部 1部コピー可

その他

- ・宅地造成のみ転用(原則不可、但し都市計画区域内用途指定地域のみ可)
- ・申請人と建物の建てる人が違う場合・・・転用不可(申請人が少しでも事業に関わらなければならない)
連名の融資証明(但し連帯債務のみ)、建築確認申請を連名で
- ・農地法第3条取得地は、取得してからの年数にかかわらず、周囲の状況の変化が無ければ転用は難しい
3条取り消しをして転用をする
- ・取得後期間がたっていないあつせん取得地の転用は原則不可